

山口県報

平成25年
8月2日
(金曜日)

社」という。)からの平成24年10月5日付け設計概要変更・工事竣功期間¹⁾延長許可申請に対し、平成25年2月26日に標準処理期間が満了し、審査に通常要する合理的期間を超えたにもかかわらず許可の判断を下さないこと(以下「本件不作為」という。)は、行政手続法(平成5年法律第88号)第6条その他の関連規定に反しているから、熊毛郡上関町大字長島地先公有水面(以下「本件公有水面」という。)の違法な管理に当たる。

これにより、県が被った遅延期間中の審査に伴う用紙代、職員の人件費等の費用相当分の損害を補填する措置を求める。

2 違法若しくは不当な財産管理の懈怠¹⁾について
知事が、平成25年3月4日に、期限1年程度の補足説明を本件電力会社に求め、審査を継続し、その間本件電力会社に対する本件公有水面埋立の免許(以下「本件免許」という。)は失効しないものとし許可判断の先送り措置を取ったことは、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第13条の2及び第34条ただし書による要件を潜脱し重大かつ明白な違法があり無効で、本件免許は既に失効しており、同法第35条及び地方自治法第138条の2により、知事は、本件公有水面の原状回復義務を負うにもかかわらず、本件電力会社が設置した灯浮標を撤去させるなどの措置を取らず怠っているので、本件不作為を改めるに必要な措置を講ずることを求める。

第2 監査の結果

上記の監査請求について監査した結果を次のとおり請求人宛て通知した。

平 25 山 監 査 第 57 号

平成25年(2013年)8月2日

河 濟 盛 正 他51名

代理人 弁護士 田 川 章 次 様

山口県監査委員

山口県職員措置請求について(通知)

平成25年6月11日に請求のありましたことについて、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条第4項の規定に基づき、監査を執行しましたので、同項の規定により、その結果を下記のとおり通知します。

記

1 請求の受理

この請求については、所定の形式的要件を具備していると認め、平成25年6月11日に請求を受理した。

2 要件審査

(1) 損害額の特定について

(号 外—51)

目 次

○組別公衆
組別公衆.....



監査公表第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定に基づき、次のとおり河濟盛正他51名の請求に係る監査を執行したので、同項の規定により、その結果を公表します。

平成25年8月2日

山口県監査委員	河 村 敏 夫
同	石 丸 典 子
同	神 田 忠 二 郎
同	河 鳶 繁 大

第1 監査の請求

周南市大字戸田5265番地 河濟盛正他51名から次のとおり監査の請求があった。
なお、弁護士田川章次他4名の弁護士が代理人に選任されている。
(請求人及び代理人は別紙のとおり)

山口県知事に関する措置請求の要旨

1 違法若しくは不当な財産の管理による損失の補填について
山口県知事(以下「知事」という。)が、中国電力株式会社(以下「本件電力会

平成25年8月2日 金曜日

請求の要旨(1)において、請求人は、県が被った遅延期間中の審査に伴う用紙代、職員の人件費等の費用相当分の損害を補填する措置を求めているが、具体的な額が明示されておらず財務会計上の行為として特定されているか疑義があるところである。

一方で、対象となる期間、事務は特定されていることから、陳述により補足を求めることとした。

(2) 監査の対象について

請求の要旨(2)において、請求人は、山口県知事(以下「知事」という。)が、中国電力株式会社(以下「本件電力会社」という。)が熊本県上関町大字長島地先公有水面(以下「本件公有水面」という。)上に設置した灯浮標を撤去させるなどの措置を取らず怠っていることが、違法不当に財産の管理を怠っていると主張しているが、住民監査請求の対象となる財産は、県の所有に属する財産に限られるとされており(行政実例昭和43年3月25日)、本件公有水面の管理を主張する本請求が住民監査請求の対象となるか疑義がある。

このため、公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「埋立法」という。)上の原状回復と財産管理の権限との関係などについて陳述・監査の過程において明らかにすることとした。

3 監査の実施

(1) 請求人の陳述

ア 陳述の要旨

請求人に対し、自治法第242条第6項の規定に基づき、平成25年6月27日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人のうち、11名が陳述した。なお、内2名は請求人代理人が代わって陳述した。

陳述の要旨は次のとおりである。

(イ) 免許の効力等について

ア 平成24年10月5日付け設計概要変更・工事竣功期間^{シロク}延長許可申請(以下「本件許可申請」という。)に係る許可の判断を、1年程度先送りすることは、違法であり、既に本件電力会社に対する本件公有水面埋立の免許(以下「本件免許」という。)は失効しており、一刻も早く灯浮標などを撤去し、原状に回復させるべきである。

イ 埋立法第34条第1項ただし書による埋立免許の効力の復活は、埋立免許の失効から3月以内でしかできず、既にその期間を経過しているので、本件免許は失効している。

ロ 漁業権を解くための、漁民の同意や補償がなされていないままですらえら

れている本件免許は無効である。

ロ 環境影響評価書の一部に追加調査漏れがある。本件免許は、瑕疵ある免許願書で許可が出されている。

ハ 許認可等事務の標準処理期間に関する規程(平成6年訓学事文書第529号。以下「標準処理期間規程」という。)第9条で処理機関の長は許認可等事務の処理について、標準処理期間を7日以上超えることが予想されるときは、予め遅延の理由及び予定処理期日を書面又は口頭により申請者に示すものと定められているが、行われていない。

(イ) 知事の政治姿勢について

知事が本件許可申請を、不許可とせず審査を継続していることは、知事選挙公約や過去の記者会見などの発言内容と反するものであり、免許は直ちに失効させるべきものである。

(ロ) 原子力発電所(以下「原発」という。)の安全性について 県民の安心安全を守ることが知事の役割であり、危険な原発を作らせないことが、平和的生存権の保障と、県民の安心安全につながる。

上記のほかにも、本件免許等に係る地元の意向、本件免許等の申請に至るまでの経緯や地元への影響、原発反対運動の状況などについて陳述があった。

ニ 監査委員が請求人に確認した事実

(イ) 標準処理期間の満了日の確認について

事実証明書1の資料①の報道資料を根拠として、平成25年2月26日が標準処理期間満了日であるとの陳述があった。

(ロ) 損害額の特定について

本件許可申請の審査は県内部の事務であるから、書類作成経費や人件費支出の額までは請求人としては特定できない。少なくとも、現実に県の職員等による審査が行われていることから、何らかの支出はなされているはずで、監査委員が職権で調べることで対応可能であるとの陳述があった。

このため、監査委員より、審査に係る県の業務は広範であることから、損害額の範囲を直接本件許可申請の審査に携わる者に限ることを請求人に示し、請求人も了解した。

(ハ) 灯浮標等原状回復の対象となる物件について

請求人より灯浮標の位置を示す新たな事実を証する書面の提出があり、9基が設置されており、内2基が破損しており、危険な状態になっている旨の陳述があった。

また、撤去の対象となる物件については、灯浮標のほか、棧橋、道路などが

残存しているとの陳述があった。

(4) 監査の対象について

埋立免許によって公有水面の埋立てをさせる権限を、知事は埋立法によって付与されているから、その範囲において公有水面を管理する権限がある。したがって、公有水面であっても直ちに国の財産管理ということではなく、一部、知事に財産管理等の権限が移っていると考えざるを得ないから、監査対象となるとの陳述があった。

(2) 監査請求の趣旨

監査に当たっては、請求書に記載された事項、請求人が提出した事実を証する書面及び請求人が陳述した内容に基づき、監査請求の趣旨を次のように解した。

ア 請求の要旨(1) 違法若しくは不当な財産の管理による損失の補填について

知事が、本件許可申請に対し、平成25年2月26日に標準処理期間が満了した後も許可の判断を下さなかったこと(以下「本件不作為」という。)は、行政手続法(平成5年法律第88号)第6条その他の関連規定による義務に違反し、本件公有水面の違法な財産の管理に当たる。

標準処理期間経過後の平成25年2月27日以降の埋立免許事務に直接携わった職員等の審査に伴う人件費や用紙代等の支出は、また違法な支出であり、山口県が損害を被っているので、補填するために必要な措置を請求する。

イ 請求の要旨(2) 違法若しくは不当な財産管理の懈怠について

知事が、本件許可申請に対し、許可の判断を1年程度先送りし、その間本件免許は失効しないこととした措置を取ったことは、埋立法第13条の2及び第34条ただし書の要件を著脱し、無効であるから、本件免許は指定期間を経過した時点で、既に失効しており、埋立法第35条及び自治法第138条の2により、知事は本件公有水面の原状回復の履行を求める義務を負うにもかかわらず灯浮標等を撤去させるなどの措置を取らず怠っていることは、違法な財産の管理に当たり、それをもたらした本件不作為を改めるのに必要な措置を請求する。

(3) 監査の対象事項及び監査の実施

請求書及び陳述の内容を総合的に勘案し、監査の対象事項を以下の項目とし、本件許可申請の審査事務を所管する山口県土木建築部港湾課を対象にして監査を実施し、その結果確認された事実及び請求に対する県の主張は、次のとおりである。

ア 請求の要旨(1)について

(7) 本件許可申請と標準処理期間の関係について

a 標準処理期間の趣旨について
行政手続法第6条及び山口県行政手続条例(平成7年山口県条例第1号)

第5条では、標準処理期間とは、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間とされている。

標準処理期間は、申請に対する処分を行うまでに要する期間の目安であり、「通常要すべき」とは、「申請の様態が通常であり、かつ、処理体制も通常であることを前提とした上で必要となる」ということ、また、標準処理期間は公にすることが義務付けられたが、それは申請をしようとする者及び申請者には関心があることであるから知り得る状態に置かれることが重要であるとの考えによることとされている。(「逐条行政手続法」(総務庁行政管理局編))

標準処理期間規程第3条により設定された公有水面埋立の出願事項の変更の許可の標準処理期間は、32日間である。

その算定は、申請が経由機関に到達した日から起算し、処分が到達するまでに通常要すべき標準的な日数とし、申請者への照会等に要する日数並びに山口県の休日に関する条例(平成元年山口県条例第16号)第1条第1項第2号及び第3号に規定する祝日及び12月29日から1月3日までの日は含まない。

b 確認された事実

請求人が示した、各補足説明の発出日等を本件許可申請書や照会回答文書により確認した。

その結果、請求人主張のとおり、平成25年2月26日が標準処理期間の満了日であることを確認した。

c 県の主張

標準処理期間は、審査に多くの時間を要する特殊な事情のある事例を除く、大部分の申請について、処分までに要する標準的な期間、目安となる期間であるが、本件許可申請は、これまでの国のエネルギー政策の根本を揺るがす福島原発事故という事態があったために、重要電源開発地点として指定された上関原発の実質的な位置付けについての確認に、多くの時間を要する特殊な事情を有するものであり、標準処理期間を超えて審査することもやむを得ず、現在も埋立法に基づいて審査を継続しているところであり、法の趣旨に反するものではない。

(4) 遅延期間中の審査に伴う用紙代、職員の人件費等の費用相当分の損害の特定について

県に対して特定を求めたところ、埋立法の審査事務を行う港湾課港政班の職員は、埋立法以外にも港湾や海岸の管理等の種々の事務を行っていることか

ら、本件許可申請に係る人件費を定量化し額として示すことは困難であり、それに伴う用紙代等も同様である。

(ウ) 標準処理期間を超える場合の措置について

a 標準処理期間の規定について
標準処理期間規程第9条により、処理機関の長は許認可等事務の処理について、標準処理期間を7日以上超えることが予想されるときは、予め遅延の理由及び予定処理期日を書面又は口頭により申請者に示すものと定められている。

b 県の主張
平成25年3月4日に、申請者である本件電力会社に対して遅延の理由等を口頭で説明した。

なお、その際に申請者からの異論はなかった。

イ 請求の要旨(2)について

(ア) 補足説明の実施について

a 確認された事実
請求人が先送りをしたとして本件免許の失効を争う理由である補足説明を、県は平成25年3月19日に本件電力会社に対して求め、回答期限は、平成26年4月11日であることを、通知文書等により確認した。

b 県の主張

本件許可申請については、適法な申請であるため、内容的確な把握に努め、公正な立場で適正に審査を行わなければならないことから、補足説明については、内容に応じて適切な期限を設け回答を求めた。

平成25年3月19日に行った補足説明については、本件電力会社は、上開原発の重要電源開発地点の指定には何ら変わりはないと主張しており、県としては、本件電力会社がこの主張に関して説明を行うためには、相当の情報の掌握・整理が必要であり、ある程度の期間を要するものと判断した。

その一方で、本件電力会社は、毎年、電気事業者として次年度以降の電力供給計画を国に提出することとされていることから、少なくとも1年ごとに、今後の電源開発計画を説明すべき立場にあることを踏まえ、補足説明の回答期限として、1年程度の期間を設定したところである。

(イ) 本件免許の効力について

a 確認された事実

本件免許で指定された埋立てに関する工事のしゅん功期間は工事に着手した日から起算して3年以内とされ、平成24年10月6日までであり、本件許可

申請は、平成24年10月5日に提出されたことを確認した。

b 県の主張

本件免許で指定されたしゅん功の期間到来前に伸長申請がなされているので、本件免許は失効しておらず、処分がなされるまでは、本件免許は有効に存続するものである。

また、本件免許は失効してはいないのであるから、埋立免許失効後について、3月以内に限り効力を復活することができるとする埋立法第34条第1項ただし書の規定は、適用されない。

埋立法の免許は、出願者に対して、公有水面の自由使用の全部または一部を制限して埋め立てる権能を与えるものであって、当該公有水面に係るそれ以外の権限、権能を出願者に与えるものではない。

仮に、埋立免許が失効した場合、埋立法第35条によって、埋立事業者は原状回復義務を負うこととなり、履行されない場合は、同条第1項ただし書に規定する場合を除き、免許権者である県がその履行を求めることになる。

(ウ) 灯浮標の設置等について

a 確認された事実

本件免許に係る条件の中で、本件電力会社に対して、埋立てに関する工事の施工中は、日の出前及び日没後において、船舶航行の安全のため、適当な場所に標灯を掲げることが指示されていることを確認した。

b 県の主張

灯浮標は本件電力会社に対する免許条件により、9基設置され、うち2基が流失したことは請求人の主張のとおりである。

流失している2基については、浮標部分と海底に固定する基礎部分をつなぐワイヤーの破損により、浮標部分が海上に流失したものである。このため、本件電力会社が浮標部分を既に回収して陸上保管しており、ワイヤーは海底に沈下していることから、現在、請求人が主張しているような危険性はなく、引き続き、本件電力会社において灯浮標は適正に管理されるべきものである。

また、請求人は棧橋、道路なども原状回復の対象であると主張しているが、埋立法に係る原状回復の対象となり得るものは、本件免許に基づき設置された灯浮標及び海中に投入された土石である。

4 監査の結果

3の(2)「監査請求の趣旨」及び3の(3)「監査の対象事項及び監査の実施」を踏まえ、次のとおり判断する。

(1) 請求の要旨(1)について

住民監査請求制度において、財産管理上の行為そのものの違法・不当を主張するのではなく、その前提となる行為の違法を問い、それを基にした財務会計上の行為の違法性を問う場合には、原因となる行為が著しく合理性を欠き、そのために財務会計上の行為の適正確保の見地から看過できない瑕疵がある場合に限って、財務会計上の行為は違法となると判断される。(最高裁判平成4年12月15日判決ほか)

本件請求については、免許処分が標準処理日数を超えることを原因として、それに起因する財産支出の補填を求めるとあり、この基準に従ってまず原因となる行為の瑕疵の有無について判断する。

まず、本件許可申請に係る標準処理期間が、平成25年2月26日に満了したこと、本件許可申請に対する審査が標準処理期間を超えて行われていること、平成25年3月19日付けの補足説明が1年程度の回答期限が設定されていることについては、請求人、県とも認めている。

請求人は、本件許可申請の審査が、標準処理期間を超えて継続していることは違法と主張しているが、県は、標準処理期間とは、審査に多くの時間を要する特殊な事情のある事例を除いて、申請の処分までに要する標準的な期間、目安となる期間であるが、本件許可申請は、エネルギー政策の根本を揺るがす福島原発事故という事態があり、重要電源開発地点として指定された上関原発の実質的な位置付けの確認に多くの時間を要する、特殊な事情を有するものであり、標準処理期間を超えて審査することもやむを得ず、行政手続法等の趣旨に反するものではないとする。

行政手続法等に規定されている標準処理期間は、申請の態様が通常である場合の標準的な期間を設定したものであるため、本件において県は申請時における具体的な状況を勘案した上で、標準的な期間では処理できない、特殊な事情を有する申請であると判断し、標準処理期間を超えて審査しているものであり、こうした一連の手続きは行政手続法の趣旨に反するものとは言えず、標準処理期間を超えたことが著しく合理性を欠くとは言えないと判断される。

また、請求人は、期間1年の期限を設定して補足説明を求めることは埋立法の規定を濫脱するもので、無効と主張するが、県は、本件電力会社が、上関原発の重要電源開発地点の指定には何ら変わりはないとする主張を説明するためには、相当の情報 の 掌握・整理が必要で、ある程度の期間を要するものと判断し、本件電力会社が、毎年、電力供給計画を国に提出し、今後の電源開発計画を説明することを踏まえ、平成25年3月19日に行った補足説明の回答期限に、1年程度の期間を設定したところであるとしている。

この補足説明の期間設定については、免許権者である県が本件電力会社の主張や

今後の電力供給計画等の実施時期などの実態を踏まえ、審査に必要な期間として設定したものと認められ、埋立法上の審査期間として著しく合理性を欠くとは言えない。

このようなことから、知事が本件許可申請を標準処理期間を超えて、期間1年程度の補足説明を求めたことは、先の判断基準に照らし、財務会計上の行為の適正確保の見地から看過できない瑕疵があるとは言えないことから、本件不作為を原因として県に生じた損害の補填を求めるとする請求人の主張には、その損害額を特定するまでもなく理由がない。

よって、本件監査請求の要旨(1)については棄却する。

(2) 請求の要旨(2)について

本件については、2の2)で述べたように、怠っているとすると本件公有水面の管理が住民監査請求の対象となるか疑義があるため、これについて検討する。

請求人は、陳述において「埋立免許によって公有水面の埋立てをさせる権限を、知事は埋立法によって付与されているから、その範囲において公有水面を管理する権限がある。したがって、公有水面であっても直ちに国の財産管理ということではなく、一部、知事に財産管理等の権限が移っていると考えざるを得ない。」と述べている。

請求人の主張は、必ずしも明確でないが、監査において県は、埋立法の免許は、出願者に、公有水面を埋め立てる権能を与えるもので、当該公有水面に係るそれ以外の権限、権能を免許権者や出願者に与えるものではなく、仮に、埋立免許が失効した場合、埋立法第35条によって、埋立事業者は原状回復義務を負い、履行されない場合、免許権者である県がその履行を求めることになるとする。

このことは、埋立法では、埋立免許権者である県が財産の管理権限を有するものではなく、したがって、埋立免許が失効した後、知事が原状回復を要求することは、埋立法が求める一般的な行政上の目的を達成するための行為を行うものど解され、財産管理とはその法的性質を異にするものであり、住民監査請求の対象とはならない。

また、請求人が主張するように、仮に埋立法の原状回復措置は知事に財産管理等の権限を付与するものであるとしても、埋立法第1条で公有水面は国の所有に属するものとされており、国の財産の管理に関する請求は、住民監査請求の対象とはならない。

このように、本件監査請求の要旨の2)の請求人の主張は、いずれの見解に立っても自治法第242条第1項に定める、住民監査請求の要件を欠くため、これを却下する。

(3) 陳述について

請求に対する判断は上記のとおりであるが、陳述についての趣旨とそれに対する県の主張及び監査委員の判断は下記のとおりである。

ア 1年程度の先送りは違法で本件免許は失効しているという陳述について

県は、本件免許で指定されたしゅん功の期間到来前に伸長申請がなされており本件免許は失効していないとする。補足説明に1年の期間設定をしたことについては、4の(1)に示すとおりである。

イ 埋立法では、失効した埋立免許の復活は3月以内に限られ、その期間は過ぎていくという陳述について

県は、本件免許で指定されたしゅん功の期間到来前に伸長申請がなされており本件免許は失効していないとしており、失効した免許の復活に関する埋立法の規定は適用されないとしている。

ウ 標準処理期間より遅延が見込まれる際の事前連絡がなされないという陳述について

県は、平成25年3月4日に、申請者である本件電力会社に対して遅延の理由等を口頭で説明したとしている。

エ 原状回復の対象物件は灯浮標のほか、棧橋、道路が残存しているという陳述について

県は、埋立法に係る原状回復の対象となり得るものは、本件免許に基づき設置された灯浮標及び海中に投入された土石であるとしている。

オ 漁業権、環境影響評価書との関係において、当初の埋立免許は無効であるという陳述について

当初の埋立免許に関する主張であり、判断することはできない。
カ その他、知事の政治姿勢、原発の安全性、地元の意向などについての陳述について

本件請求に関する主張とは認められず、判断することはできない。

別紙

1 請求人名簿

No	氏名	住 所
/	河津 盛正	周南市大字戸田5265番地
2	武重 登美子	柳井市姫田8番/号
3	小中 進	熊毛郡田布施町大字麻郷2208番地

4	三浦 翠	周南市大字金峰3962番地
5	中村 ミヤ子	周南市花皇町6番27号
6	上里 恵子	下関市長府松小田中町3番34号
7	橋本 直行	光市中央4丁目4番7号
8	清水 敏保	熊毛郡上関町大字祝島123番地
9	大和田 正明	山口市吉敷下東一丁目13番1-304号 RCV
10	鴨崎 義春	山口市香山町6番13号
11	下司 寛	周南市新宿通6丁目9番20号
12	木佐木 大助	下関市菊川町大字上田部205番地/
13	山本 丈夫	山口市江崎430番地
14	草地 大作	防府市栄町一丁目2番/号
15	草地 妙子	防府市栄町一丁目2番/号
16	松田 一志	岩国市山西二丁目4番44号
17	下瀬 俊夫	山陽小野田市大字厚狭217番地/
18	野村 英昭	宇部市常盤台一丁目4番5号
19	小畑 大作	宇部市常盤町一丁目/番12号
20	松本 隆	萩市大字佐々並3356番地
21	藤本 明美	周南市河内町5番25号
22	測上 正博	熊毛郡平生町大字宇佐木894番地の/
23	勝津 真理	光市虹ヶ丘6丁目2番44号
24	佐々木 明美	宇部市松山町五丁目7番21号
25	田中 照久	熊毛郡上関町大字長島601番地5
26	那須 正幹	防府市美和町4番10号
27	河合 喜代	山口市平井1644番地12
28	赤松 義生	熊毛郡平生町大字大野南750番地の14
29	嘉本 勲	下松市大字末武下380番地13
30	奈古屋 長世	熊毛郡平生町大字平生村645番地の17
31	田熊 昭二	山口市上堅小路24番地3

32	眞鍋 由希	山口市富田原町5番21-101号
33	林 洋武	山口市小郡金堀町21番1号
34	大庭 平四郎	山口市木町3番6号
35	佐藤 文明	山口市矢原673番地8 サンテラスC-102
36	藤本 一規	宇部市西宇部北七丁目9番23-6号
37	山本 晴彦	山口市小郡上郷329番地1 宮ノ原市営住宅485号
38	安藤 公門	宇部市錦町17番19号
39	浜野 勝	宇部市大字船木4421番地20
40	尾崎 安秀	宇部市大字西岐波832番地15
41	荒木 敏昭	山陽小野田市大字小野田451番地19
42	藤永 佳久	宇部市大字東須恵151番地2
43	磯野 有秀	山口市吉敷下東二丁目11番35号
44	糸山 真理子	山口市小郡上郷533番地7
45	日坂 英子	周南市大字鹿野上3194番地の15
46	藤井 郁子	萩市大字下田万1006番地2
47	山根 善夫	熊毛郡上関町大字祝島110番第2地
48	中村 桂子	周南市大字呼坂1006番地の55
49	福江 俊喜	防府市華浦一丁目1番29-1号
50	堀内 隆治	下関市菊川町大字上大野5番地26
51	岩木 基展	熊毛郡上関町大字長島480番地
52	吉田 達彦	山口市小郡新町一丁目10番1号

2 代理人名簿

No	弁護士氏名	事務所所在地
1	田川 章次	下関市貴船町三丁目1番1号 下関中央ビル 弁護士法人ビエス 下関中央法律事務所
2	杉村 憲昭	同上
3	内山 傑史	同上
4	内山 新吾	山口市中央4丁目2番4号 山口第一法律事務所

5 米倉 大樹

北九州市門司区中町2番1号 フレスター門司3階
弁護士法人ビエス 門司中央法律事務所支部

平成二十五年八月一日
発行

発行
行人所

山口県
知事